



契約者（もしくは親権者）様ご自身が、お手続き前に下記項目の内容をご確認ください。

**< 指定代理請求特約・指定代理請求人について >**

- ・被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人にご請求できない特別な事情がある場合、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が請求することができます。
- ・指定代理請求人を指定した場合、指定代理請求人に対し、必ず、「指定した」こと、お支払事由および代理請求できる場合があることをお伝えください。指定代理請求人を指定しない場合でも、被保険者の戸籍上の配偶者等が代理請求できる場合がありますので、その旨をお伝えください。

**< 介護前払特約について >**

- ・公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容が介護前払特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、介護前払特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。